

香川県特別支援教育就学奨励費支給要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和29年法律第144号。以下「法」という。）第2条第1項の規定及び同項の趣旨に基づいて香川県（以下「県」という。）が支弁する特別支援教育就学奨励費（以下「就学奨励費」という。）に関し、法、特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令（昭和29年政令第157号。以下「令」という。）、特別支援学校への就学奨励に関する法律施行規則（昭和29年文部省令第20号）、特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令第2条の規定に基づく保護者等の属する世帯の収入額及び需要額の算定要領（平成26年4月1日付け26文科初第27号。以下「算定要領」という。）、特別支援教育就学奨励費負担金等及び要保護児童生徒援助費補助金交付要綱（昭和62年5月22日文部大臣裁定。以下「交付要綱」という。）及び文部科学省が定める特別支援教育就学奨励費負担金等に係る事務処理資料に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 就学奨励費は、教育の機会均等の趣旨にのっとり、かつ、障害のある幼児、児童又は生徒（以下「児童等」という。）の特別支援学校及び中学校への就学の特殊事情にかんがみ、特別支援教育を受ける児童等の保護者等（幼児、児童又は未成年の生徒については学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者、成年に達した生徒についてはその者の就学に要する経費を負担する者をいう。以下同じ。）の経済的負担を軽減するため、その負担能力の程度に応じ、就学のため必要な経費の一部を支弁することにより、特別支援教育の普及奨励を図ることを目的とする。

(対象児童等)

第3条 就学奨励費の支弁の対象となる児童等は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 県の設置する特別支援学校に就学する児童等
- (2) 県の設置する中学校に就学する学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第22条の3に規定する障害の程度に該当する生徒

(対象経費)

第4条 県が支弁する就学奨励費のうち、法第2条第1項の規定に基づく支給の対象となる経費は、交付要綱別記1の「負担対象経費」の欄に定めるとおりとする。

- 2 県が支弁する就学奨励費のうち、法第2条第1項の趣旨に基づいて支給の対象となる経費は、交付要綱別記2又は別記3の「補助対象経費」の欄に定めるとおりとする。

(支弁の区分及び対象額)

第5条 県は、令及び算定要領に基づき保護者等の負担能力の程度に応じ令第2条に規定する区分を決定する。

- 2 県が支弁する就学奨励費のうち、法第2条第1項の規定に基づく支給の対象となる経費の範囲及び額は、交付要綱別記1の「負担対象経費の範囲」の欄及び「負担対象額」の欄に定めるとおりとする。
- 3 県が支弁する就学奨励費のうち、法第2条第1項の趣旨に基づいて支給の対象となる経費の範囲及び額は、交付要綱の別記2又は別記3の「補助対象経費の範囲」の欄及び「補助対象額」の欄に定めるとおりとする。

(経費の支給)

第6条 就学奨励費は、各学校の校長が金銭をもって当該学校に就学する児童等の保護者等に支給する。ただし、令第4条に規定する特別の事情があるときは、現物をもって支給することができる。

- 2 支給の時期は、各学校の校長が決定する。

(経費に関する資料の提出)

第7条 各学校の校長及び児童等の保護者等は、香川県教育委員会(以下「教育委員会」という。)の定めるところにより、県が第5条の規定により支弁すべき経費の算定に必要な資料を教育委員会に提出しなければならない。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、就学奨励費の支弁に関し必要な事項は、教育委員会が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成28年6月10日から施行する。